

グッドトイレガイドライン(自己評価チェック項目)

このガイドラインは、建物、設備、維持管理に関する明示的な基準を示すものではありません。あくまで、グッドトイレ推進運動の趣旨に合致する内容のトイレであるかどうかを、申請者（トイレの設置者または管理者）が自ら評価するためのチェックリストで、具体的な設備の内容や維持管理の体制・仕組みなどは、それぞれの判断に委ねています。

・なお、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や自治体の条例（福祉のまちづくり条例、バリアフリー条例など）に定めのある施設については、これらの法令が遵守されていることは最低限の条件です。

(1) 立地・アクセス

- ① グッドトイレは、設置・管理主体が行政、民間に関わらず、公共的な利用（不特定多数の利用）を目的として設置されたトイレ（公共トイレ、公共施設、駅、高速道路SA、道の駅、商業施設など）及び、まちの駅や観光客等の利用に供している一般商店などのトイレ（観光トイレ、市民トイレなど）を対象とします。遊園地など有料施設内のトイレは対象となりません。ただし、駅構内、有料道路、空港など、公共交通機関は対象とします。
- ② グッドトイレは利用者の利便を考慮して、立地環境やアクセスが適切なことを要件とします。（人の動線から大きく外れた場所や利用者が不安を感じるような場所、わかりにくい場所等に立地していないこと、サインはデザイン性の高いものであっても、男女の別などが視認しやすいものであること。

(2) 建物、室内全体の状況

- ① トイレ全体のデザインを工夫し、明るく安心して使えるような雰囲気であることを要件とします。
- ② 屋外公共トイレの場合は、周辺環境に配慮したデザインであること、できるだけ死角をつくらないようにするなど設計において防犯上の配慮が必要です。

(3) 多機能トイレ

- ① 多機能トイレは、法律や条例で設置が義務づけられている場合は必置とし、それ以外の場合は、障がい者や乳幼児などトイレ弱者への配慮がなされていることが要件です。
- ② 多機能トイレ、分散型の多機能ブースの設計、設備内容については、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に準拠していること。
- ③ 小規模なトイレで、多機能トイレが設置できない場合でも、トイレ弱者に十分な配慮

がなされていること。

(4) 洗面台

- ① 洗面台には鏡を設置し、化粧や身繕いの場として配慮されていること。
- ② 管理や補充が可能な施設では、ハンドドライヤーやペーパータオルなどの設置が望まれます。

(5) ブース

- ① 複数のブースがある場合は、高齢者や外国人への対応のため、必ず洋式が設置されていなければなりません。
- ② 温水洗浄便座は大規模施設、商業施設では原則として要件とします。公共トイレ、交通機関のトイレでは必ずしも要件ではありません。
- ③ 和式便器には必ず手すりをつけることが必要です。
- ④ ブース内には、荷物置き、コート掛け（フック）、蓋付きのごみ箱（汚物入れ・サニタリーボックス）が設置されていること、トイレットペーパーが常備されていること。また、一つ以上のブースにはベビーチェアの設置が望まれます。

以上の要件は、男女いずれのブースにも共通です。

(6) 小便器

- ① 小さい子どもの利用を考慮して、子供用の便器を別に設置するか、床置き式の小便器を設置することが必要です。
- ② 男子小便器の一つには、手すりがついていることが要件です。また便器前に荷物を置くスペースを設け、杖や傘を掛けるフックが設置してあることが望まれます。

(7) 清掃・メンテナンス

- ① 常に清潔を保てる清掃体制があることが要件です。
- ② 設備は常に良好に維持管理され、故障や破損に対して迅速に補修する体制があることが必要です。
- ③ 維持管理の指標として、使用する姿勢で見て、便器やブース、床等に汚れがないこと、洗面台付近で深呼吸できること、用を足す場所、姿勢で臭気を感じないことを要件とします。
- ④ いつも気持ちよく、清掃・メンテナンスに「おもてなし」の心や気配りが感じられることが不可欠です。

(8) 外国人の利用が多いトイレでは特に望ましいこと

外国人の利用が多いトイレでは、可能であれば備えてほしいこととして、以下のような

ことがあります。

- ① 温水洗浄便座は今や日本のトイレを象徴しています。維持管理が可能な施設では、設置されていることが望まれます。
- ② 外国人の利用に配慮して、器具の使い方などについて多言語表記があることが望まれます。おもてなしの心が伝わるような表示も望まれます。
- ③ ハンカチを持たない習慣の国や、ハンドドライヤーの設置を義務づけている国もあるので、ハンドドライヤーやペーパータオルの設置が望まれます。

※以上のような観点から自己評価し、グッドトイレにふさわしいかどうかを最終確認して下さい。登録は下記の手順に従ってください。

「グッドトイレ」の登録について

- インターネットのグッドトイレ登録サイトから、必要事項を記入して申請して下さい。トイレ協会から、登録番号をお送りいたします。
- 登録された情報は、ホームページ等で公開するほか、トイレ位置を表示するアプリや地図アプリなどに提供することがあります。
- グッドトイレであることを表示するサインの清刷は、下記よりダウンロードできません。印刷物、サイン等にご活用下さい。(グッドトイレのステッカーを販売いたします。ホームページからお申し込みください。)

※なお、登録されたトイレについて、利用者から日本トイレ協会に維持管理上の問題の指摘など、クレームが届いた場合などは、登録を取り消すことがございます。